誓　　約　　書

　　松阪市太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について了承し、遵守することを誓約します。

記

１　申請した住宅及び補助対象設備について国、県等による他の補助金等の交付は受けないこと。

２　発電した電力量の30％以上を、申請した住宅内で自家消費すること。

３　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）又はFIP制度の認定を取得しないこと。

４　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める補助対象設備の耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Ｊ－クレジット制度への登録を行わないこと。

５　発電した電力量のうち自家消費できない電力を売電する際には、当該電力に環境価値を紐づけたまま売電すること。

６　電気事業法第２条第１項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと。

７　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。）別紙2の2ア（ア）の交付要件dのうち補助対象事業に関連する要件を遵守すること。

　　　年　　月　　日　　　　　　　　住所

氏名

（注）自署又は記名・押印のいずれかとすること。